

(証券コード：5858)
令和4年6月13日

株 主 各 位

大阪府八尾市山賀町六丁目 82 番地 2

株式会社 S T G

代表取締役社長 佐藤 輝明

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう、ご検討ください。当日ご出席及びご来場願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、令和4年6月27日(月曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和4年6月28日(火曜日)午後2時30分 |
| 2. 場 | 所 | 大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2
当社大阪本社2階会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第40期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)事業報告
の内容、計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 取締役6名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.stgroup.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、また、年度末にはロシアによるウクライナ侵攻が勃発する等の影響も加わり、半導体不足、物流の停滞、原材料価格の高騰等、先行き不透明な状況が継続しております。わが国においても、新型コロナウイルス感染症の収束の兆しは見ておらず、経済活動が抑制される措置が繰り返し講じられました。また、原油高、物価高騰等の影響も加わり、国内経済の低迷が続いております。

このような状況のもと、当社グループにおいても、従業員の新型コロナウイルス感染リスクの低減と安全確保を図りながら事業活動を実施し、安定した製品供給に全力を尽くしております。また、令和3年3月31日付で、STX PRECISION (JB) SDN. BHD. (マレーシア)の株式を取得し、連結子会社としております。

これらの結果、当事業年度の売上高は980百万円（前年同期比26.6%減）、営業損失は41百万円（前年同期は28百万円の営業利益）、経常利益は97百万円（前年同期比19.9%増）、当期純利益は72百万円（前年同期比316.8%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、当事業年度の売上高は573,995千円減少し、損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施しました当社の設備投資の総額は239百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成及び取得した主要な設備

大阪本社 ダイカストマシン（子会社設置分） 104,647千円

大阪本社 3D加工機一式 82,380千円

(3) 資金調達の状況

当事業年度における資金調達につきましては、運転資金として、金融機関からの借入により515,727千円の調達を行いました。また、当社の子会社であるSTX PRECISION (JB) SDN. BHD. は、運転資金として、国際協力銀行及び池田泉州銀行との間で、令和3年7月30日に協調融資総額2,618千米ドルとする借入契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社は、重要なテーマとして「各種製品の軽量化」を掲げております。当社の主力事業で取り扱うマグネシウムは、実用金属としてアルミニウムより軽いうえに、剛性や振動吸収性に優れた特性を持つと共に、リサイクル利用も可能な金属として、将来性のある素材として注目されております。

国内をはじめ、中国・東南アジアにはさまざまなメーカーが進出しており、日系メーカーはもとより、欧米・中国メーカーなどの旺盛な需要に応じていくために、更なる生産体制の強化を行い、事業拡大を図ってまいります。

開拓余地も十分にある市場のため、競合他社の参入もございますが、独自の「鑄造・トリミング」「仕上・機械加工」一貫体制によるコストダウン及び短期対応により他社との差別化を図り、お客様に期待以上の成果を提供しつづける企業を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 37 期 (平成31年3月期)	第 38 期 (令和2年3月期)	第 39 期 (令和3年3月期)	第 40 期 (当事業年度) (令和4年3月期)
売 上 高	1,821,374 千円	1,624,108 千円	1,336,706 千円	980,599 千円
経 常 利 益	148,195 千円	112,202 千円	81,567 千円	97,820 千円
当 期 純 利 益	105,217 千円	82,735 千円	17,364 千円	72,377 千円
1株当たり当期純利益	138.11 円	100.85 円	20.71 円	87.19 円
総 資 産 額	1,198,252 千円	1,324,662 千円	2,452,027 千円	2,600,184 千円
純 資 産 額	175,559 千円	505,970 千円	512,644 千円	533,159 千円
1株当たり純資産額	230.45 円	603.50 円	611.46 円	644.54 円

- (注) 1. 当社は、平成30年9月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第37期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第40期の期首から適用しており、第40期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
三輝特殊技研（香港）有限公司	2,392,000 HKD	100 %	各種金属製品販売
深圳市参輝精密五金有限公司	8,000,000 RMB	三輝特殊技研（香港） 有限公司の100%子会社	各種金属表面加工
SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	70,000,000 THB	70 % (5 %)	マグネシウム成型品 の製造販売
STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	12,730,000 MYR	100 %	アルミニウム成型品 の製造販売

（注）当社の出資比率の（ ）内は、間接出資比率を内数で記載しています。

（７）主要な事業内容

事 業	主 要 製 品
マグネシウム成型品及びアルミニウム 成型品の製造販売等	高級一眼レフカメラ部品、プロジェクター部品、自動 車部品等

（８）主要な事業所

	名 称	所 在 地
生産拠点	大阪工場	大阪府八尾市山賀町六丁目82番地 2
	静岡工場	静岡県伊豆市上船原1400番地 1
	深圳工場	深圳市宝安区松岗街道燕川社区第二工业区牛角路第 8 栋厂房101
	タイ工場	113/4 Moo4, Nakhon Luang Industrial Estate, Tambol Bangphrakru, Amphur Nakhonlung, Ayutthaya 13260, Thailand.
	マレーシア工場	Lot 153 (No. 17A), Jalan Angkasa Mas 6, Kawasan Perindustrian Tebrau II, 81100 Johor Bahru, Malaysia.
営業拠点	香港	中国香港灣仔軒尼詩道288號英皇集團中心6樓604室

（９）従業員の状況

従 業 員 数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）
57	△ 4	44.3	10.0

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社紀陽銀行	836,463 千円
株式会社日本政策金融公庫	598,290
株式会社池田泉州銀行	272,209
株式会社関西みらい銀行	122,390
株式会社山陰合同銀行	35,839

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,047,200株
- (2) 発行済株式の総数 827,200株（自己株式11,200株を除く）
- (3) 株主数 39名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐藤 輝明	264,000 株	31.91 %
TNP 中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業 有限責任組合	119,300	14.42
佐藤 武幸	77,800	9.40
三菱UFJキャピタル株式会社	70,000	8.46
兼光 喜彦	40,000	4.83
ごうぎんキャピタル3号投資事業有限責任組合	40,000	4.83
森田 泰成	34,000	4.11
KSP3号B投資事業組合	26,100	3.15
KSP4号投資事業有限責任組合	20,000	2.41
株式会社エコリング	15,400	1.86

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式数（11,200株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ・新株予約権の数

510個

- ・目的となる株式の種類及び数

普通株式 51,000株（新株予約権1個につき 100株）

- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（1,800円）	平成30年4月2日 ～令和8年4月1日	200個	2名

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐藤 輝明	代表取締役社長	・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役 ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役
森田 泰成	専務取締役	・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
林 忠徳	常務取締役	・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事 ・深圳市参輝精密五金有限公司 代表人 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役
白井 芳弘	常務取締役 管理本部長	・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役
佐々木 智一	取締役	・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役 ・一般社団法人京都試作ネット 代表理事
平井 洋行	常勤監査役	・大阪府労働委員会使用者委員
大貫 篤志	監査役	・公認会計士大貫篤志事務所 ・税理士法人E & M 代表社員 ・株式会社ルネッサンス 監査役 ・株式会社TNPパートナーズ 監査役 ・筑波精工株式会社 顧問 ・Neoprecision therapeutics株式会社 取締役
高安 鍊太郎	監査役	・株式会社アール・アンド・カンパニー 代表取締役 ・iRiek. 株式会社設立 代表取締役 ・税理士法人Wells Accounting 代表社員 ・株式会社シキノハイテック 取締役

- (注) 1. 取締役 佐々木智一氏は、社外取締役であります。
2. 上記社外取締役が役員等を兼務する他の法人等と当社の上に特別な関係はありません。
3. 監査役 大貫篤志及び高安鍊太郎、両氏は、社外監査役であります。
4. 上記社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の上に特別な関係はありません。
5. 監査役 大貫篤志及び高安鍊太郎、両氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任について、法令の定める最低限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。
7. 監査役 島谷通敬氏は、令和 3 年 7 月 28 日をもって、監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第 1 項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第 1 項の責任について、法令の定める最低限度額をもって当社に対する損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 取締役の報酬等

当社は2022年 6 月 8 日開催の取締役会において、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役員報酬に関する内規に基づき、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、基本報酬、業績連動賞与及び退職慰労金により構成しております。

② 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責などに応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。基本報酬は、役員報酬に関する内規に基づき、取締役の個人別の報酬等については取締役会にて決定し、固定報酬として毎月金銭により支給するものとしております。

- ③ 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針
(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針)

業績連動賞与について、報酬総額の限度内で、前年の連結税引前当期純利益を基準に、一定の乗率を設けて算定した額を総額とし、当該期間の各役員の業績への寄与度を斟酌して按分を行い、その総額を取締役会にて決定し、毎年一定の時期に支給するものとしております。

- ④ 退職慰労金の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

役員退職慰労金に関する内規に基づき支給額の算定を行っており、株主総会における慰労金贈呈議案の承認を得て、取締役会の決議により、具体的金額、贈呈の時期、方法等を決定しております。

- ⑤ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の実額の決定については、取締役会で定めた役員報酬に関する内規に基づき、各取締役の固定報酬及び業績連動報酬の額の配分としております。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等 (賞与)	
取締役 (うち社外取締役)	52,770 (1,200)	46,800 (1,200)	5,970 (－)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,000 (4,600)	13,000 (4,600)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	65,770 (5,800)	59,800 (5,800)	5,970 (－)	9 (4)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、令和元年6月27日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。(使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。)当該定時株主総会終結時の取締役の員数は5名(うち社外取締役は1名)であります。

3. 監査役の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は4名であ

ります。

4. 上記には、令和3年7月28日をもって辞任した、社外監査役1名が含まれています。

(5) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	佐々木 智一	当事業年度開催の取締役会には、16 回中 15 回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	大貫 篤志	当事業年度開催の取締役会には、16 回中 16 回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、当事業年度開催の監査役会には、14 回中 14 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	高安 錬太郎	社外監査役就任後に開催された取締役会には、11 回中 11 回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。 また、社外監査役就任後に開催された監査役会には、11 回中 11 回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 24,800千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
24,800千円

③ 会計監査人の報酬に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の内容、前年度の監査実績を監査報酬、会計監査人の監査の遂行状況、

報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち海外子会社3社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst & Youngのメンバーファームの監査を受けております。

(5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針を以下のとおり定め、業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社及び当社子会社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業行動指針」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」及び「リスク管理委員会」を設置する他、コンプライアンスを統括する取締役を定めて、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
- b. 当社の従業員等は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合などには、速やかに報告・相談を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けることがないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修などを通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- c. 当社は「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
- d. 代表取締役社長直轄である内部監査員は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリ

ングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。

- e. 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
- f. 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- a. 当社は業務上取り扱う情報について、「秘密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- b. 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- c. 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、リスク・マネジメントを重視した経営を行う上で、リスク・マネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- b. 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- c. 当社は、重大な事故、災害の発生など、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「防災管理規程」「防火管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続きについて定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- b. 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行う。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
- c. 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
- d. 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、これを効率的に内部統制を進める手段として活用する。
- e. 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。

- f. 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部監査員が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、子会社各社の職務執行状況を管理するとともに、業務運営の適正を確保することに努める。
 - b. 子会社の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。
 - c. 子会社の取締役は、定期的に子会社の業務運営状況について報告するとともに、情報共有・意思疎通を図り、親子会社間での適正な取引に努める。
 - d. 当社の内部監査員は、子会社の内部監査を定期的に行う。
 - e. 当社の関係部門は、子会社の業務運営について積極的に協力し、体制整備の指導を行う。
- ⑥ 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - b. 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- a. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - b. 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
 - c. 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査役に報告する。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 代表取締役社長は、定期的に監査役と意見交換を行う。
 - b. 監査役は、内部監査員及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
 - c. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、取締役5名（うち社外取締役1名）で構成されております。定時取締役会は原則毎月1回開催しており、監査役3名も出席し取締役の業務執行を監視しております。社外取締役も選任されているため、経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場での幅広い見識や知見を取り入れることができ、適切な判断が行われる体制になっていると考えております。

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は監査役会を原則毎月1回開催しており、その他にも監査役は取締役会への出席のほか、取締役の意見聴取や資料の閲覧、稟議案件その他の業務及び財産状況を調査し、内部監査人との連携を十分にとり業務監査に万全を期しております。また、監査法人とも連携を十分にとり会計監査に万全を期しております。

監査役は、取締役会に出席し適時適切な発言を行っております。なお、当社は監査役が監査に必要な情報を提供するとともに、監査役の社内各種会議への出席を保障しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	878,347	流 動 負 債	1,039,588
現 金 及 び 預 金	300,741	買 掛 金	113,812
電 子 記 録 債 権	24,760	短 期 借 入 金	731,853
売 掛 金	239,668	1年内返済予定の長期借入金	117,310
製 品	38,865	未 払 金	38,685
仕 掛 品	36,260	未 払 費 用	9,835
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	42,283	未 払 法 人 税 等	6,135
関係会社短期貸付金	93,765	賞 与 引 当 金	15,095
そ の 他	102,002	役 員 賞 与 引 当 金	4,860
		そ の 他	2,001
固 定 資 産	1,721,836		
有形固定資産	285,379	固 定 負 債	1,027,436
建 物	50,117	長 期 借 入 金	1,016,028
構 築 物	191	退 職 給 付 引 当 金	11,408
機 械 及 び 装 置	216,319		
車 両 運 搬 具	185		
工具、器具及び備品	1,965	負 債 合 計	2,067,024
土 地	16,601		
		(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	16,017	株 主 資 本	535,680
		資 本 金	195,062
投資その他の資産	1,420,439	資 本 剰 余 金	124,475
投 資 有 価 証 券	47,135	資 本 準 備 金	124,475
関 連 会 社 株 式	783,116	利 益 剰 余 金	252,543
関係会社長期貸付金	507,834	そ の 他 利 益 剰 余 金	252,543
差 入 保 証 金	10,386	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3,433
繰 延 税 金 資 産	15,519	繰 越 利 益 剰 余 金	249,109
そ の 他	124,045	自 己 株 式	△36,400
貸 倒 引 当 金	△67,597	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,521
		その他有価証券評価差額金	△2,521
		純 資 産 合 計	533,159
資 産 合 計	2,600,184	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,600,184

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		980,599
売 上 原 価		611,263
売 上 総 利 益		369,336
販売費及び一般管理費		410,924
営 業 損 失		41,587
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,773	
受 取 配 当 金	53,350	
補 助 金 収 入	60,000	
為 替 差 益	28,146	
雇 用 調 整 助 成 金	6,947	
そ の 他	8,459	168,676
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,877	
社 債 利 息	249	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,005	
特 別 休 暇 関 連 費 用	6,694	
そ の 他	6,440	29,267
経 常 利 益		97,820
税 引 前 当 期 純 利 益		97,820
法人税、住民税及び事業税	13,687	
法 人 税 等 調 整 額	11,755	25,443
当 期 純 利 益		72,377

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から)
(令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	
				固定資産圧縮 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	195,062	124,475	124,475	4,292	188,449
当期変動額					
剰余金の配当					△12,576
自己株式の取得					
固定資産圧縮積立金の取崩				△858	858
当 期 純 利 益					72,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	△858	60,659
当期末残高	195,062	124,475	124,475	3,433	249,109

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合計	
	利益剰余金 合計					
当期首残高	192,741	—	512,279	365	365	512,644
当期変動額						
剰余金の配当	△12,576		△12,576			△12,576
自己株式の取得		△36,400	△36,400			△36,400
固定資産圧縮積立金の取崩						
当期純利益	72,377		72,377			72,377
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△2,886	△2,886	△2,886
当期変動額合計	59,801	△36,400	23,401	△2,886	△2,886	20,515
当期末残高	252,543	△36,400	535,680	△2,521	△2,521	533,159

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品及び仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～40年

機械及び装置 3～13年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に金属部品鑄造及び加工事業を行っております。このような製品の販売については顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識会計基準適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内販売において、出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

これにより、一部の会計処理について下記の通り変更しております。

・代理人取引に係る収益認識

顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は573,995千円減少し、損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

当社は計算書類の作成にあたり、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出しております。当社の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 15,519千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社は、貸借対照表上の資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差異である一時差異及び税務上の繰越欠損金等について、繰延税金資産及び負債を認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日時点において制定されている、または実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現する期または負債が決済される期に適用されると予想される税率を用いて算定しております。将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産は、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税金負担額を軽減できると認められる範囲内で認識しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に示された要件に基づき分類し、当該分類に応じて、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。

② 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、当社の経営者により承認された事業計画に基づき算定しており、当社経営者の主観的な判断及び見積りを伴います。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りに対する何らかの調整や将来の税法の改正は、繰延税金資産の額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

新型コロナウイルス感染症は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期等を予想することは困難であります。当社においては、当事業年度末時点で入手可能な外部の情報等を踏まえて、今後、令和5年3月期の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,017,063千円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY
LIMITED 380,880千円

STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 206,533千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 18,997千円

短期金銭債務 86,694千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 191,496千円

仕入高 147,432千円

営業取引以外の取引高 66,658千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 838,400株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 11,200株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月28日 定時株主総会	普通株式	12,576	15	令和3年3月31日	令和3年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余 金	12,408	15	令和4年3月31日	令和4年6月29日

4. 当事業年度の末日に新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 51,000株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資等を行うために必要な資金を銀行等からの借入及び社債の発行により調達しております。資金運用については、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則1ヵ月以内の支払期日であります。借入及び社債の発行は、主に設備投資及び借換に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で19年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社グループは、営業債権については、管理本部経理課が取引先ごとの期日管理及び残高管理を毎月行うとともに、回収遅延の恐れのある時は、各拠点と連絡を取り、速やかに適切な措置を講じております。

② 市場リスク管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク管理

当社グループは、社内の各部署からの情報に基づき、経営企画課が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	300,741	300,741	—
(2) 売掛金	239,668	239,668	—
(3) 電子記録債権	24,760	24,760	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	47,135	47,135	—
資産計	612,305	612,305	—
(1) 買掛金	113,812	113,812	—
(2) 未払金	38,685	38,685	—
(3) 短期借入金	731,853	731,853	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期 借入金を含む）	1,133,338	1,165,886	32,548
負債計	2,017,688	2,050,237	32,548

（注）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価を算定しているもののうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利及び信用リスクを反映していることから、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、賞与引当金、役員賞与引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生主な原因は、固定資産圧縮積立金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	三輝特殊技研（香港）有限公司	所有 直接100%	資金の貸付 製品の仕入 役員の兼任	製品の仕入	35,169千円	買掛金	77,375千円
子 会 社	SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED	所有 直接65% 間接5%	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	資金の貸付（注2） 利息の受取（注2） リース料の受取 債務保証（注4）	— 8,463千円 1,907千円 380,880千円	短期貸付金 長期貸付金（注3） 未収入金 — —	60,720千円 337,100千円 2,538千円 — —
子 会 社	STX PRECISION (JB) SDN. BHD.	所有 直接100%	資金の貸付 債務保証 役員の兼任	資金の貸付（注2） 利息の受取（注2） 債務保証（注4） 保証料の受入	203,388千円 3,014千円 206,533千円 3,299千円	短期貸付金 長期貸付金（注3） 未収入金 — —	33,045千円 170,734千円 137千円 — —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITEDに対する貸付金については、67,597千円の貸倒引当金を計上しております。
4. SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED及びSTX PRECISION (JB) SDN. BHD. の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称または氏名	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役 員 の 近 親 者	佐藤武幸	当社社長の近親者	（被所有） 9.27%	—	自己株式取得	18,200千円	—	一千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得は、東京証券取引所立会外取引（ToSTNeT-1）を利用した相対取引により取得しており、取引価格は令和3年6月25日の東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける当社株式の最終価格（ただし、同日に売買取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格）によるものであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	644円54銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	84円86銭
1株当たり当期純利益	87円19銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和4年6月7日

株式会社 S T G
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社S T Gの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの第４０期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (１) 監査役会は、監査の方針及び計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(１) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(２) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和４年６月７日

株式会社 S T G 監査役会

常勤監査役	平井 洋行	㊞
監査役（社外監査役）	大貫 篤志	㊞
監査役（社外監査役）	高安 鍊太郎	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の業績及び将来の発展のための再投資に必要な内部留保の蓄積などを総合的に勘案し、当期の期末配当金につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金15円

総額 12,408,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和 4 年 6 月 29 日

第 2 号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年 9 月 1 日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (附則) 1 現行定款第14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	再任 取締役 佐藤 輝明 (さとう てるあき) 昭和41年10月24日	平成6年4月 当社入社 平成18年5月 三輝特殊技研（香港）有限公司設立 同社董事長（現任） 平成19年4月 当社取締役専務 平成21年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成23年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED設立 同社代表取締役（現任） 令和3年4月 STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役就任（現任） <重要な兼職の状況> ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事長 ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 代表取締役 ・STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役	264,000株

候補者 番号	氏名 年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	再任 取締役 森田 泰成 (もりた やすなり) 昭和46年3月27日	平成5年4月 株式会社TOSEI※入社 平成19年10月 株式会社TOSEI取締役 平成23年9月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役（現任） 平成27年4月 当社専務取締役（現任） ※株式会社TOSEIは平成27年4月1日付で当社に吸収合併 <重要な兼職の状況> ・SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役	34,000株

候補者 番号	氏名 年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	再任 取締役 林 忠徳 (りん ちゅうとく) 昭和47年 7 月 8 日	平成 9 年 4 月 当社入社 平成18年 6 月 三輝特殊技研（香港）有限公司 工場長 平成20年 4 月 三輝特殊技研（香港）有限公司 総経理 平成23年 9 月 SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役（現任） 平成23年12月 深圳市参輝精密五金有限公司 代表人（現任） 平成27年 4 月 当社常務取締役（現任） 平成28年 2 月 三輝特殊技研（香港）有限公司 董事（現任） <重要な兼職の状況> ・三輝特殊技研（香港）有限公司 董事 ・深圳市参輝精密五金有限公司 代表人 ・ SANKI EASTERN (THAILAND) COMPANY LIMITED 取締役	7,000株

候補者 番号	氏名 年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	再任 取締役 白井 芳弘 (しらい よしひろ) 昭和40年 9 月 18 日	平成元年 4 月 株式会社紀陽銀行 入行 平成19年 1 月 同行経営企画部部長代理 平成24年 4 月 同行熊取支店長 平成25年 7 月 同行羽倉崎一日根野連合店統括支店長 平成26年10月 同行東京支店副支店長 平成27年 4 月 阪和信用保証株式会社へ出向 平成29年 4 月 当社へ出向 管理本部長 平成30年 4 月 当社入社 管理本部長 平成30年 6 月 当社常務取締役管理本部長（現任） 令和 3 年 4 月 STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締 役就任（現任） <重要な兼職の状況> ・ STX PRECISION (JB) SDN. BHD. 取締役	—

候補者 番号	氏名 年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	再任 社外取締役 佐々木 智一 (ささき ともかず) 昭和47年1月24日	平成6年4月 長瀬産業株式会社入社 平成12年4月 佐々木化学薬品株式会社入社 平成18年10月 同社代表取締役（現任） 平成28年6月 当社取締役（現任） 令和3年7月 一般社団法人京都試作ネット 代表理事（現任） <重要な兼職の状況> ・佐々木化学薬品株式会社 代表取締役 ・一般社団法人京都試作ネット 代表理事	—

候補者 番号	氏名 年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	新任 社外取締役 鈴木 昭彦 (すずき あきひこ) 昭和34年7月4日	昭和57年4月 加賀電子株式会社入社 昭和63年4月 同社関西営業所所長 平成5年2月 株式会社ネクストン設立 代表取締役（現任） 平成12年10月 株式会社フォルテック設立 代表取締役（現任） 平成15年6月 一般社団法人コンピューターソフト ウェア倫理機構 理事長（現任） 平成30年1月 株式会社五健堂 社外監査役（現在） 令和3年8月 株式会社ネクストン分社により 株式会社エスココーポレーション設立 代表取締役（現在） <重要な兼職の状況> ・株式会社ネクストン 代表取締役 ・株式会社フォルテック 代表取締役 ・一般社団法人コンピューターソフトウェア 倫理機構 理事長 ・株式会社五健堂 社外監査役 ・株式会社エスココーポレーション 代表取締役	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち佐々木智一氏及び鈴木昭彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、期待される役割の概要及び取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要
- 佐々木智一氏及び鈴木昭彦氏を社外取締役候補者とした理由は、経済人として豊富な経営経験と高い見識を有し、また当社から独立した立場で当社経営の助言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
佐々木智一氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年であります。
- (3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約について
当社は現在、佐々木智一氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また鈴木昭彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

「開催会場ご案内略図」



【開催会場】

(住所) 大阪府八尾市山賀町六丁目 82 番地 2 (電話番号) 072-928-0212

担当者：管理本部

【アクセス】

(バスをご利用の場合)

近鉄八尾駅より近鉄バスにて「西郡南口」下車 徒歩7分

(お車をご利用の場合)

近畿自動車道 八尾 I C (南行き/和歌山方面) より約 10 分

近畿自動車道 東大阪南 I C (北行き/門真方面) より約 5 分